

平成
29年度

特定健康診査・特定保健指導の実施結果のお知らせ

「特定健康診査(以下、特定健診)・特定保健指導」は、40歳以上75歳未満の組合員と被扶養者を対象に生活習慣病等の予防を目的として実施しており、平成20年度の開始から5年で第1期を終え、平成25年度から第2期がスタートしております。
このたび、平成29年度の実施状況を国へ報告しましたので、次のとおり結果をお知らせします。

平成29年度 特定健診・特定保健指導の実施結果

集計事項	組合員	被扶養者	合計
特定健診に関する事項			
特定健診対象者数(人)	8,041	1,869	9,910
特定健診受診者数(人)	7,677	747	8,424
特定健診受診率(%)	95.5	40.0	85.0
メタボリックシンドロームに関する事項			
メタボリックシンドローム該当者数(人)	1,163	61	1,224
メタボリックシンドローム該当者割合(%)	15.1	8.2	14.5
メタボリックシンドローム予備群者数(人)	827	42	869
メタボリックシンドローム予備群者割合(%)	10.8	5.6	10.3
特定保健指導に関する事項			
特定保健指導対象者数(人)	1,613	68	1,681
特定保健指導終了者数(人)	167	6	173
特定保健指導修了者の割合(%)	10.4	8.8	10.3

特定健診の受診率は、被扶養者の場合、自発的に受診しなければならないので、**低い受診率となっています。**

日本人の死因の約6割を占める生活習慣病から身を守るためには、特定健診を受け、健康状態を定期的にチェックすることが大切です。

被扶養者の方で、特定健診を受けられていない方は、受診期限の平成31年3月31日までに受診されるようお願いいたします。

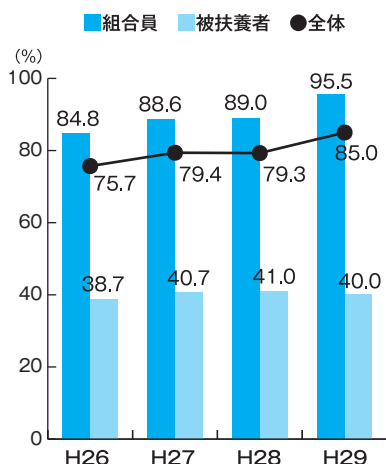
特定保健指導の終了者率については、依然として低い状態が続いています。特定保健指導は生活習慣病を発症するリスクが高いと判定された方に対して行われる、食事や運動を中心とした生活習慣改善のためのサポートです。

厚生労働省が効果を検証したところ、約3割がメタボ非該当となり、大きな効果をもたらすことがわかりました。特定保健指導を受けられている方は最後まで指導を受け、未利用の方は保健指導を受けていただき、病気を未然に防ぎましょう!

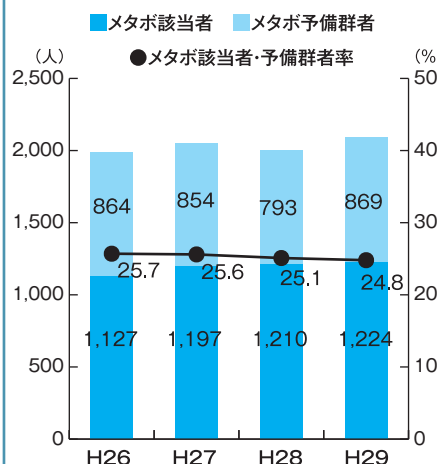
厚生労働省より示されている共済組合の**特定健診の実施率の目標値は組合員と被扶養者を併せて90%、特定保健指導の実施率の目標値は組合員と被扶養者を併せて45%**です。特定健診・特定保健指導ともに目標値まではまだまだですので、共済組合と組合員・被扶養者のみなさんと一致団結して目標達成をめざしてがんばりましょう。

平成26年度からの特定健診受診率とメタボリックシンドローム該当者数等と特定保健指導終了者の推移

特定健診受診率



メタボリックシンドローム
該当者数および該当率



特定保健指導終了者の割合

